

Aターン企業面接交通費助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構（以下「機構」という。）は、秋田県、秋田労働局、秋田県内公共職業安定所及び機構が実施するAターン・就職促進事業において、県内企業が求める人材と県外の有能な人材とのマッチングにより、Aターン就職の促進普及を図るため、Aターン希望登録者（以下「登録者」という。）と県内企業との採用面接に要する経費について、Aターン企業面接交通費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その助成金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Aターン 秋田県へのUターン、Iターン、Jターンの総称をいう。
- (2) 県内企業 秋田県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業をいう。
- (3) Aターン希望登録者 あきた就職ナビにAターン希望登録した者をいう。
- (4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の在する領域をいう。）における旅行とする。
- (5) 登録者の住所地 あきた就職ナビに登録している住所地をいう。
- (6) 県内企業との面接地 県内企業が登録者との採用面接を行う所在地をいう。
- (7) Aターンプラザ秋田 秋田県が設置する無料職業紹介資格を持つ機関（厚生労働省届出受理番号 05-地-000001-002）をいう。（以下、「プラザ」という。）

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、秋田県内の事業所への就業を目的とした採用面接への出席にあたって、登録者が支出した次の各号に掲げる経費とする。ただし、内国旅行に限るものとする。

- (1) 公共交通機関（タクシーを除く）
登録者の住所地から県内企業との面接地までの往復交通費とする。
- (2) パック旅行代金
登録者の住所地の最寄り駅又は空港から、面接地等の最寄り駅又は空港までの往復運賃と面接地等での宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の（1）から（4）までの区分により定額で助成する。ただし、領収書等の金額が定額に満たない場合には、領収書等の金額を助成とする。

- (1) 関東・北海道から秋田 20,000円
- (2) 東北から秋田 10,000円

(3) 近畿・中部から秋田 25,000円

(4) 九州・中国・四国から秋田 30,000円

(助成金の交付条件)

第5条 助成金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) Aターン希望登録者であること。(既卒者に限る)

プラザ又は公共職業安定所からの紹介を受ける前に登録をしていること。

(2) 出発地(登録者の住所地)が県外であり、面接地が秋田県内であること。

(3) 秋田県内に就業することが条件明示されたプラザ又は公共職業安定所の求人に応募し、事前にプラザ又はハローワークの紹介を受けること。(直接応募後に紹介を受けることは認められない。)

(4) 住所地から面接地の秋田県内へ移動する前日までに紹介を受けていること。

(5) この要綱の規定に従うこと。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする登録者は、面接を受けた日から起算して14日以内に、助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、機構に提出しなければならない。

なお、郵便局の消印は有効とする。

(1) 領収書等の申請者が支出した経費が分かるもの(ただし領収書には「切符購入費」または「チケット購入費」など購入した名称が明記されていること。)

(2) Aターン企業面接証明書(別紙1)

(3) 公共職業安定所から紹介を受けた場合は、公共職業安定所が発行した紹介状のコピー(プラザからの紹介を受けた場合は提出不要)

(4) 口座振込依頼書(様式第4号)

2 助成金の交付を受けることができる回数は、通算で6回までとする。(登録を解除して再登録をしたとしても通算に含まれる。)

3 1年間で助成金の交付を受けることができる回数は3回までとする。ここでいう1年間とは4月1日から翌年3月31日までとする。

4 プラザ又は公共職業安定所からの紹介で、ひとつの紹介に対して助成金の交付を受けることができる回数は1回までとする。

5 申請の受付は祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時00分までとする。(それ以外の受付は翌営業日とする。)

6 申請書類の提出方法について、郵送の他、電子データ(提出書類を撮影した画像データやPDFデータ等)にして、電子メールにより提出することも可能とする。

(助成金の交付決定)

第7条 機構は、登録者から助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認

めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、また、支給することが適当でないと認められたときは、助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 機構は、申請書を受理した日から14日以内に交付等の決定を行い通知（発送）するものとする。

（助成金の支払い）

第8条 機構は、交付決定したとき、登録者からの口座振込依頼書をもとに、交付決定日から起算して14日以内に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 機構は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、助成金の全額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第10条 助成金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに助成金を返還しなければならない。

（新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置）

第11条 国の緊急事態宣言が発出された日から終了後2か月を経た月の末日までの期間においては、自家用車での移動も交付対象とする。なお、自家用車での移動については領収書を不問とし、交付金額を第4条の助成金額上限の半額を一律で交付する。それ以外の交付条件については、第5条（助成金の交付条件）を適用する。

附 則

Aターン企業面接交通費等助成制度取扱要綱（平成19年5月30日一部改正）の全部を改正し、平成20年4月1日から施行する。

Aターン企業面接交通費等助成制度における自家用車の取り扱いについて（平成19年5月30日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月17日から施行する。